

毎月勤労統計調査地方調査について

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく指定統計調査であって給与、労働時間および雇用について福井県における変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査は日本産業分類にいう鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、サービス業（家事サービス業および外国公務を除く。）に属し、常時 5 人以上の常用労働者を雇用する民営、官営および公営の事業所のうち厚生労働大臣の指定する約 500 事業所について行う標本調査である。

調査期日は、毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には毎月最終給与締切日現在）である。

第 1 表 毎月勤労統計調査地方調査の概要

	標本抽出	調査事業所数	調査方法	調査事項	備考
第一種事業所	事業所抽出 （層化一段抽出法） 母集団は事業所統計調査の事業所リスト	約 280 事業所	自計式 郵送調査	主な生産品または主な事業の内容、常用労働者数、実労働時間数、出勤日数、現金給与総額	平成 16 年 1 月に調査事業所の抽出替えを実施
第二種事業所	調査区および事業所抽出 （層化二段抽出法）	約 210 事業所	他計式 調査員調査	同上	標本事業所の交替は、6 か月ごとに 3 分の 1 ずつ交替するローテーション方式

（注） 第一種事業所：常用労働者を常時 30 人以上雇用する事業所

第二種事業所：常用労働者を常時 5～29 人雇用する事業所

3 用語の説明

（1）現金給与額

現金給与額とは、賃金、給与、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払ったもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の総額のことである。

「きまって支給する給与」（定額給与）とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、基本給のほか、家族手当、職務手当、超過勤務手当等も含む。

「所定内給与」とは、「きまって支給する給与」から「超過労働給与」を除いたものである。

「**超過労働給与**」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早期出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

「**特別に支払われた給与**」とは、調査期間中に一時的または突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらないで労働者に現実に支払われた給与、賞与等のことであって、年末手当や結婚手当等支給条件、支給額が労働契約等によってあらかじめ確定していても、非常にまれに支給されたり、支給事由の発生が不確定なものは「特別に支払われた給与」に含める。

「**現金給与総額**」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額である。

(2) 実労働時間

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されると否にかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間や、いわゆる手待ち時間は含める。本来の職務外として行われる当宿直の時間は含まれない。

「**所定内労働時間数**」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。

「**所定外労働時間数**」とは、所定内労働時間以外の早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

「**総実労働時間**」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計である。

(3) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に事業所に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にはならないが、午前0時より午後12時までの1時間でも就業すれば出勤日となる。

(4) 常用労働者

「**常用労働者**」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

ア) 期間を定めずに、または1か月を超える期間を定めて雇われている者

イ) 日々または1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者

なお、()重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務していて、役員としての報酬以外に、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者および()事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。

「**パートタイム労働者**」とは、「常用労働者」のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。

ア) 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者

イ) 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者

4 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告をもとにして本県の規模5人以上のすべての事業所

に対応するよう復元して算定したものである。

5 標本設計

標本設計は、常用労働者 1 人当たり平均月間「きまって支給する給与」の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている。

標本事業所の抽出方法および調査の実施方法は、事業所の新設・廃止の頻度と調査事業所側の負担を勘案し、常用労働者 30 人以上規模の事業所（第一種事業所）と常用労働者 5～29 人規模の事業所（第二種事業所）とで別々なものとしている。

6 第一種事業所

（1）調査方法

調査事業所が規模 30 人以上という比較的安定性があり、かつ事務的にも整備されていることから、事業主が調査票を記入して郵送により提出する方式（郵送調査方式）としている。

（2）抽出方法

総務省統計局が行う「事業所・企業統計調査」の結果（中間年に実施する名簿整備の結果を含む。）に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出している。

標本設計は新しい事業所・企業統計調査が行われるたびにそれに基づいて、標本の抽出替えを行っている。最近では平成 16 年 1 月に平成 13 年事業所・企業統計調査の結果に基づいて抽出替えを行った。なお、抽出替えは、調査が行われなくても、抽出後約 3 年が経過した時点で、最近の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしている。

また、標本事業所の抽出替えにともない、平成 16 年 1 月分は新旧事業所とも重複して調査を行い時系列比較を可能にしている。しかし、抽出替えにより新旧調査間に差が生じるので、指数および対前年増減率については過去にさかのぼって改定を行いギャップ修正をしている。ただし、実数については訂正しないので、時系列比較をする場合は指数によることとしている。

7 第二種事業所

（1）調査方法

小規模事業所の事務負担を軽減するため、統計調査員が調査事業所の事業主に対して質問し、調査票を作成するという方式（実地他計方式）によっている。

（2）抽出方法

二段抽出法によって抽出している。第一段は、事業所・企業統計調査の「事業所基本調査区」（約 24 万区）に基づき全国を約 6 万に分けて設定した毎勤基本調査区（第二種事業所）を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを 10 の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出している。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ 5～29 人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出している。

標本事業所の交替は、調査区を3組に分け、各組は18か月間連続して調査し、半年ごとに全体の調査事業所の3分の1について交替を行うローテーション方式による。

8 指数の算式

イ) 各月の指数

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

(指数は、小数点以下第二位を四捨五入して小数点以下第一位まで求める。)

ロ) 対前年増減率

$$\text{対前年増減率} = \left[\frac{\text{当月の指数}}{\text{前年同月の指数}} - 1 \right] \times 100$$

利用上の注意

- (1) 鉱業および不動産業については調査対象事業所が少なく公表できない。ただし、調査産業計には含まれている。
- (2) 対前年増減率は、指数により算出している。ただし、特別に支払われた給与は実数による。
- (3) 指数については、平成16年1月に行った調査事業所の抽出替えによるギャップを修正したものであるが、実数については、ギャップ修正を行っていない。対前年比増減率は指数によって算出しているため、実数による比較と必ずしも一致しない。
- (4) 指数は、平成12年を基準時(平成12年=100)としている。対前年比率の増減率は、指数の基準時を変更しても、旧指数により算定したものをそのまま固定して使用している。
- (5) 各種目ごとに小数点以下一位(または、二位)を四捨五入したため、個々の数値を合算して得た数値とは、必ずしも一致しない。
- (6) この報告書において、符号の用法は次のとおりである。
 - 「-」該当なし
 - 「 」減少
 - 「×」調査客体が少なく公表できない